

浜松ホトニクスの安全保障輸出管理

2011年10月19日
浜松ホトニクス株式会社
輸出管理グループ
鈴木 一哉

目次

浜松ホトニクス概要

浜松ホトニクスの安全保障輸出管理

浜松ホトニクス概要

浜松ホトニクスとは、

(2011年1月10日現在)

光技術によって世界への貢献を目指している会社

本社所在地：静岡県浜松市

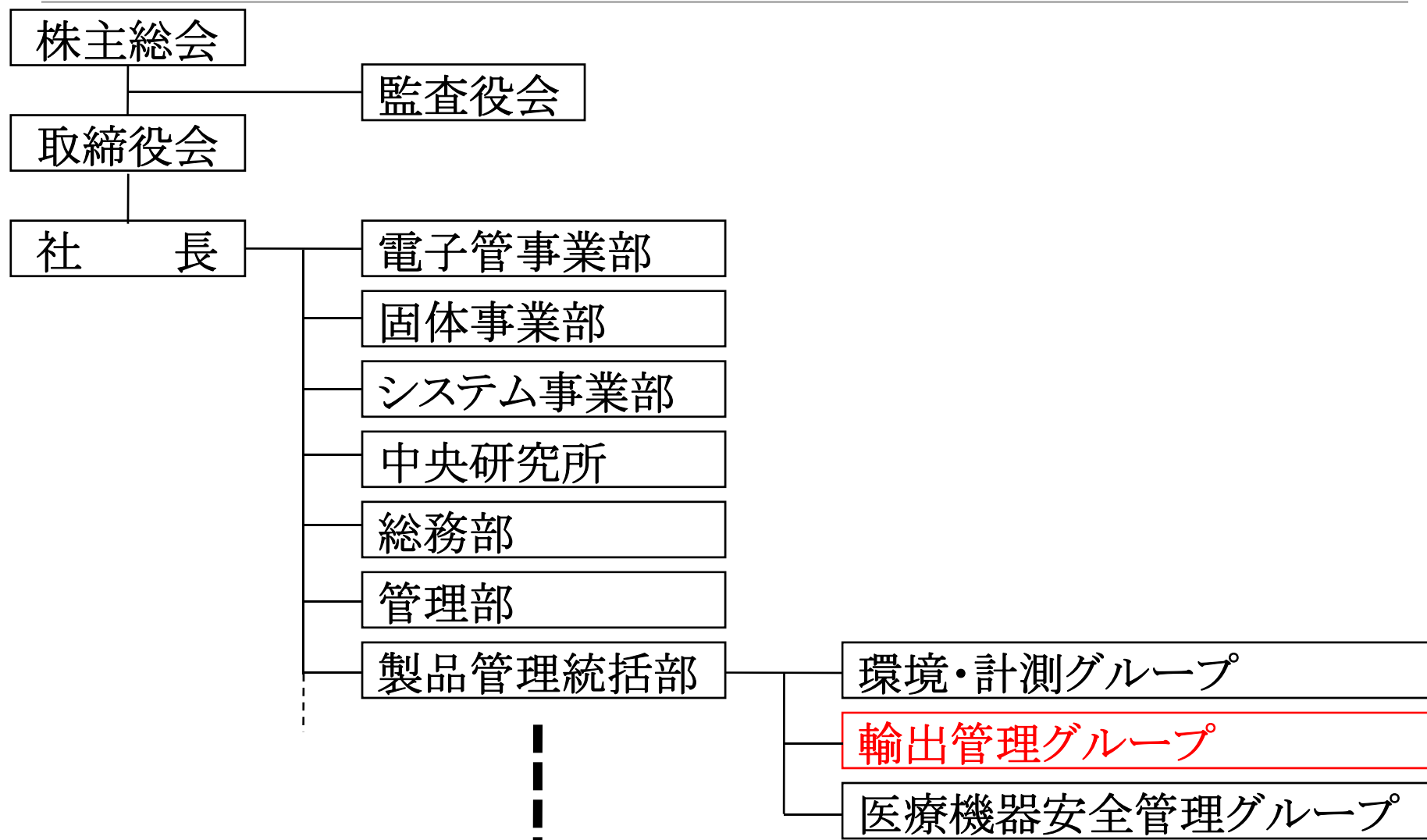
設立：1953年9月29日

資本金：34,928百万円

従業員数：2,834名

売上高：79,235百万円(2010年9月期)

浜松ホトニクス組織



浜松ホトニクス国内拠点



<静岡県浜松市周辺>

本社事務所

電子管事業部:豊岡製作所、天王製作所

固体事業部:本社工場、三家工場、新貝工場

システム事業部:常光製作所

レーザー事業化部:都田製作所

中央研究所、スポーツホトニクス研究所、
産業開発研究所

<その他の地域>

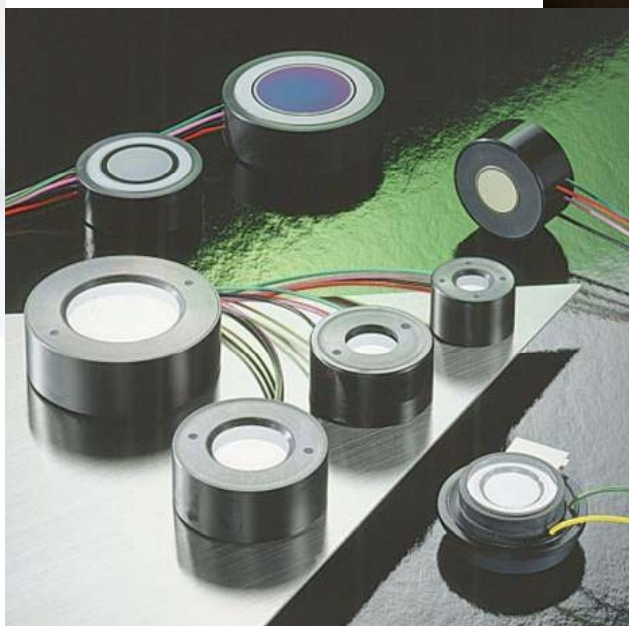
東京支店・営業所、仙台営業所、筑波営業所
筑波研究所

浜松ホトニクス[®]の海外拠点

- アメリカ：**HAMAMATSU CORPORATION**
PHOTONICS MANAGEMENT CORP.
UNIVERSAL SPECTRUM CORPORATION
- ドイツ：**HAMAMATSU PHOTONICS DEUTSCHLAND GmbH.**
(外国事務所：オランダ、ポーランド)
- フランス：**HAMAMATSU PHOTONICS FRANCE S.A.R.L.**
(外国事務所：スイス、ベルギー、スペイン)
- イギリス：**HAMAMATSU PHOTONICS UK Limited**
(外国事務所：南アフリカ)
- スウェーデン：**HAMAMATSU PHOTONICS NORDEN AB**
(外国事務所：ロシア)
- イタリア：**HAMAMATSU PHOTONICS ITALIA S.R.L.**
- 中華人民共和国：北京浜松光子技術股份有限公司
浜松光子学商貿(中国)有限公司
杭州浙大浜松光子科技有限公司

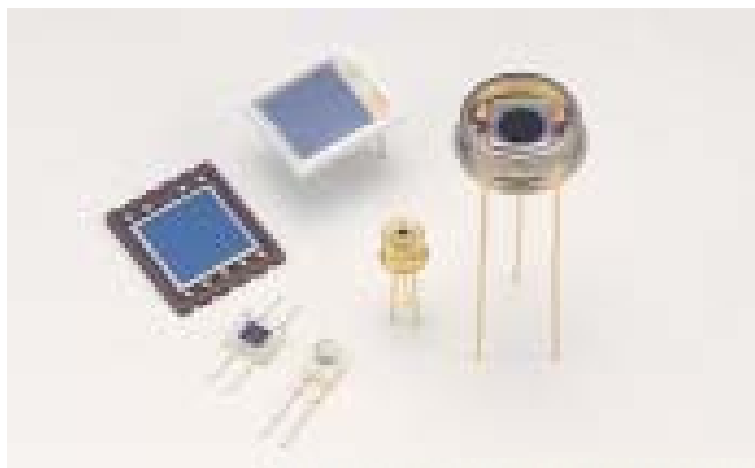
電子管事業部の主力製品

光電子増倍管、イメージ増強管、ランプなど



固体事業部の主力製品

フォトダイオード、イメージセンサー、赤外線検出素子、LEDなど



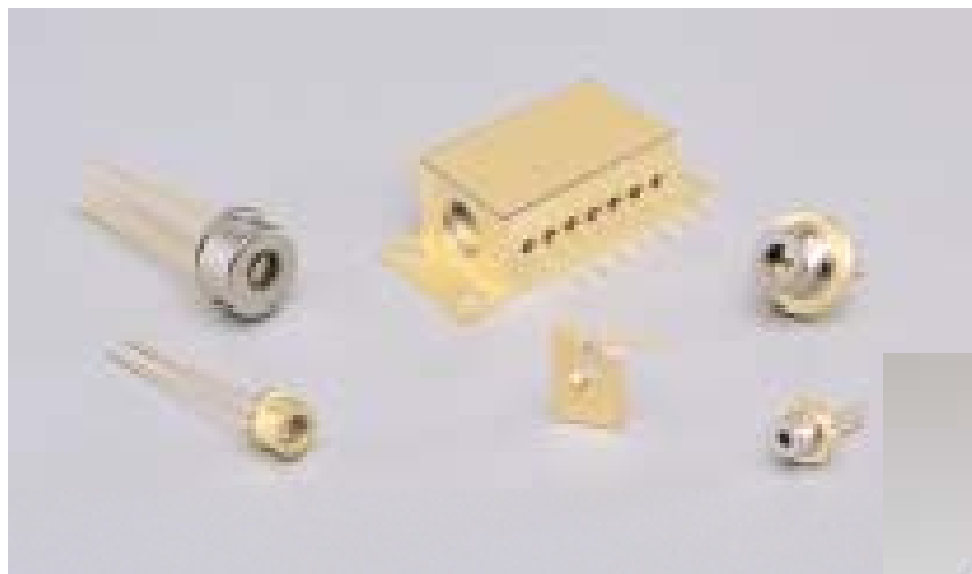
システム事業部の主力製品

デジタルカメラ、ストリークカメラ、画像処理装置など



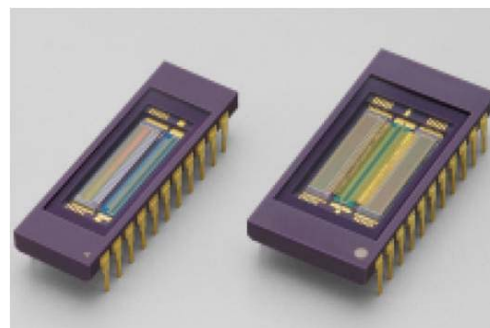
レーザー事業化部の主力製品

半導体レーザーなど



リスト規制の該当品

光電子増倍管
イメージ増強管
赤外線イメージセンサー
半導体レーザー
高感度カメラ
赤外線カメラ
高速度カメラ
ストリークカメラ



浜松ホトニクス of 安全保障輸出管理

輸出管理内部規程

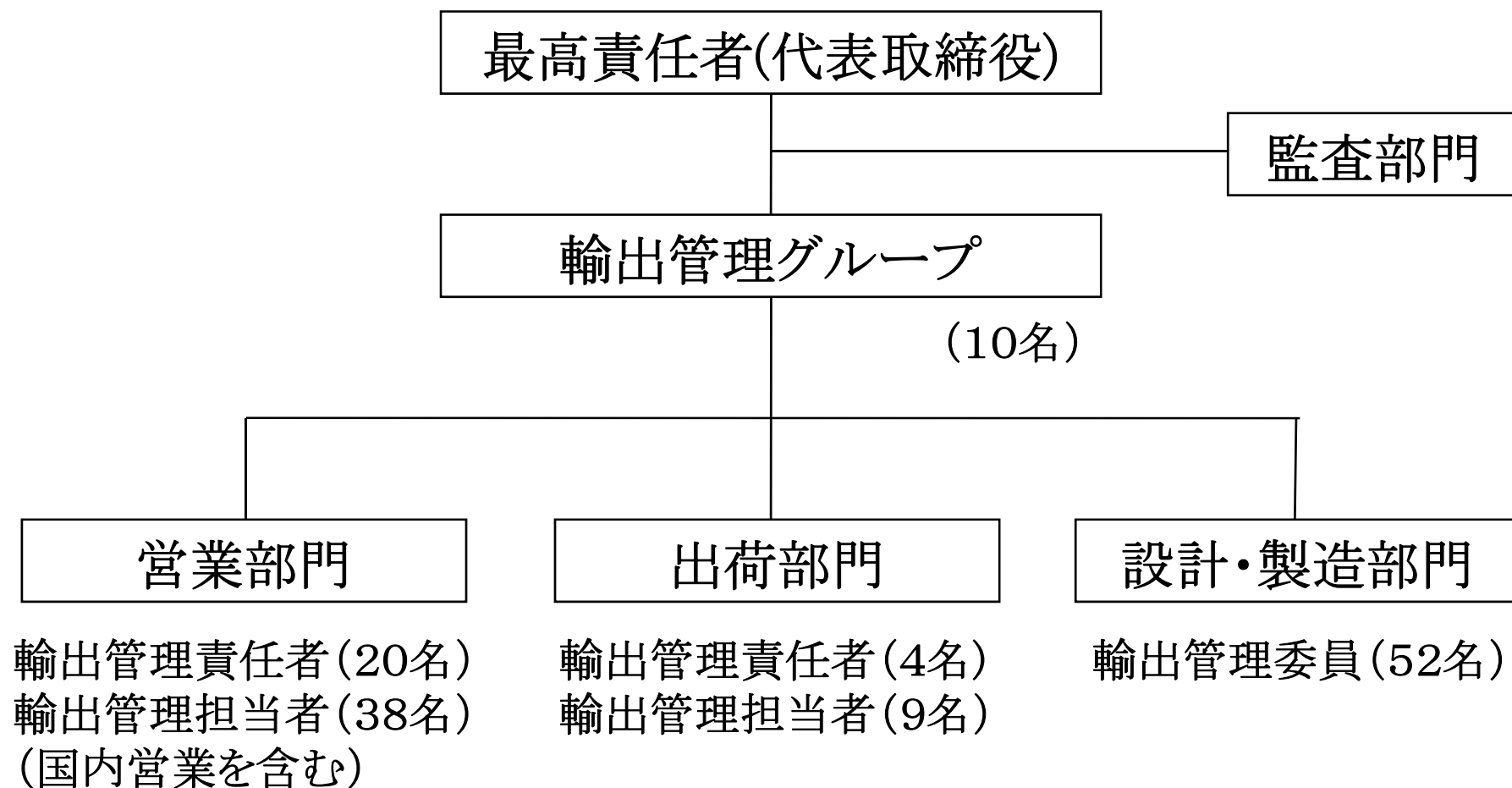
1988年1月1日制定

7回の改定を経て現在に到る

安全保障輸出管理に関する法令等の遵守と、
国際的な平和及び安全の維持が目的

詳細は細則で定め、運用

安全保障輸出管理の組織



該非判定

- ◇ 当社製品・購入品がリスト規制に該当するか否かの判定
 - 1次判定：設計・製造部門(担当者、所属長)
 - 最終判定：輸出管理グループ(担当者、グループ長)
- ◇ 判定結果を社内データベースに登録
- ◇ 法令等改正時と仕様変更時に判定見直し
- ◇ 法令解釈の不明な点は経済産業省、CISTECに確認

顧客審査

- ◇ 新規顧客と取引する場合に顧客の懸念度を審査
 - ◇ 基本的には、
 - 1次審査：営業部門
 - 最終審査：輸出管理グループ
 - ◇ 1年に1回審査結果の見直し
- ・ ホームページその他の情報によって顧客概要の確認
 - ・ 懸念顧客リストによるスクリーニング
 - ・ その結果、懸念度に応じて分類

取引審査

- ◇ 取引ごとに懸念がないことを審査
- ◇ すべての取引について次の事項を確認
 - ・ 仕向地
 - ・ 需要者
 - ・ 用途
 - ・ 経済産業省からのインフォーム
- ◇ 国内取引も対象(国内顧客から輸出されることもある)
- ◇ 決裁者は製品の該非判定結果、仕向地、顧客審査結果、用途、経済産業省からのインフォームの有無によって決まる
- ◇ 社内基準に従って誓約書の取得

輸出手続

- ◇ 該当品について輸出手続の確認
 - 営業部門が輸出手続を判断
 - 輸出管理グループが輸出手続の承認
 - ・ 個別輸出許可
 - ・ 包括輸出許可
 - ・ 特例(許可不要)
少額特例、修理特例、暗号特例など

- ◇ 経済産業省への個別輸出許可申請
 - 営業部門が申請書類を作成し、経済産業省へ提出
 - 輸出管理グループが申請書類を確認し、提出時に同行

出荷審査

- ◇ 出荷部門による審査
- ◇ 以下の点を確認
 - 確認できなければ、出荷を停止し、輸出管理グループに連絡
 - 必要書類がすべてそろっていること
 - 書類と貨物が一致していること
 - 必要な社内手続が行われていること
 - 輸出許可が必要な場合は取得されていること

教育

- ◇ 取締役、従業員の一人一人が安全保障輸出管理の重要性を理解することが重要であり、そのためには教育が必要
- ◇ 1年ごとに計画を立て、教育を行う
 - 教育対象部門・対象者
取締役、外国営業部門、国内営業部門、出荷部門、
設計・製造部門、新入社員
関係部署に新たに配属された者(随時行う)
- ◇ 社外の説明会についても必要に応じて受講

監査

◇ 1年ごとに監査を行う

● 監査対象部門

外国営業部門、国内営業部門、出荷部門、
設計・製造部門、輸出管理グループ

● 監査人

輸出管理グループ

ただし、輸出管理グループに対しては内部監査室

技術提供管理

- ◇ 通関が行われない技術提供についても、
基本的には貨物の輸出と同様に管理する
 - 面談(海外出張、来客、研修生の受け入れなど)
 - 電話(国際電話など)
 - 手渡し(書類、CD-ROM、USBメモリーなど)
 - 郵送(書類など)
 - ファックス
 - 電子メール など

書類の保管

- ◇ すべての輸出と技術提供について、
関連書類や電子データを
輸出後または技術提供後7年間保管
- 適切な安全保障輸出管理が
行われたことを証明するため

社内関係者への情報提供

(社内ホームページ、データベースの活用)

[輸出管理G Home Page](#) ^

[判定](#) [判定登録品](#) [変更分](#) [全データ](#)

[顧客](#) [ホワイト顧客](#) [取引要注意顧客](#)

[手引書ホームページ](#)

[判定手続](#) [電・固](#) [シ](#) [書式](#)

[浜北からの出荷発送について](#)

[米国輸出規制\(EAR\)について](#)

[ワークフロー](#) [型名検索](#) [月別検索](#)

[判定書の履歴](#)

[製品登録管理](#) [型名登録検索](#) ^

[経済省安保課](#) [関係法令集](#)

[CISTEC](#) [輸出令外為令](#)

[eラーニング教材](#)

判定登録品 検索

平成23年8月29日時点の判定

型名を半角で入力しEnterを押す。

入力例
○:r268 (先頭一致,小文字可能)
×:R 268 (基本型名が3桁でも
記号と数字の間に **空白を入れない**)

型名:

[判定変更分](#)

[全データ](#)

製品管理統括部 輸出管理グループ ホームページ

Welcome to "Product Management Division : Export Control Group" Home Page!

[WHAT'S NEW](#) [ホワイト顧客](#) [外国ユーザーリスト掲載顧客](#) [需要者要件該当顧客](#) [軍関係顧客](#) [取引要注意顧客](#) [用途要注意顧客](#)

[業務内容](#) [パンフレット「安全保障輸出管理サポート」](#)

[スタッフ](#) [輸出管理委員一覧表](#)

[該非判定](#) [判定登録品](#) [判定変更分](#) [全データ](#)

[顧客情報](#) [ホワイト顧客](#) [取引要注意顧客](#)

[顧客向資料の検索](#)(はNOTESサーバー:HPKAP2/HPK/hamamatsu ファイル名:HQ¥S_Export¥連絡¥確認書DB.ns)をご覧ください。

[安全保障輸出管理手引書のホームページ](#) ← **H23.7.19更新** **実務的な変更はありません。現状にあわせました。**

<「国外取引審査決裁マトリックス」 **A地域にエリトリアを追加** H22.7.1 >
アゼルバイジャン、アフガニスタン、アルメニア、イラク、イラン、ウガンダ、ウズベキスタン、エリトリア、
北朝鮮、キューバ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、シリア、ジンバブエ、
スーダン、ソマリア、タンザニア、ブルンジ、ミャンマー、リビア、リベリア、ルワンダ及びリパブ

[各種判定手続](#) (電子管・固体(事)関連 システム(事)関連):[該非判定書式](#) ← **H23.4.1更新** **通関業者の名称変更**

[浜北からの出荷発送について](#) [米国輸出規制\(EAR\)について](#)

[ワークフロー判定書](#) [型名検索](#) [月別検索](#) [判定書の履歴](#) [製品登録管理](#) [型名登録検索](#) ^

[経済産業省安保課ホームページ](#) ^ [経済産業省](#) [関係法令集](#) ^

[CISTECホームページ](#) ^ [輸出令別一、外為令別表](#) ^ ← **注意事項 '11.4.26 ユーザー名とパスワードが変更されました。**

[安全保障輸出管理eラーニング教材](#)

This program presented by "Product Management Division : Export Control Group"

情報収集と規制緩和要望

- ◇ 情報収集(法令等は不定期に改正)
 - 官報など
 - 経済産業省のホームページ
 - CISTECのホームページ、メール配信サービス
 - 不明な点は経済産業省、CISTECに問い合わせ

- ◇ 規制緩和要望
 - CISTECの委員会活動などを通して経済産業省へ規制緩和要望書を提出
 - 国際レジームの規制緩和
 - 国内運用の規制緩和

子会社、関連会社の管理

- ◇ 国外、国内の子会社、関連会社に対して、それぞれの会社の状況に応じて対応
 - 輸出管理内部規程の策定
 - 教育
 - 監査
 - 日常的な支援

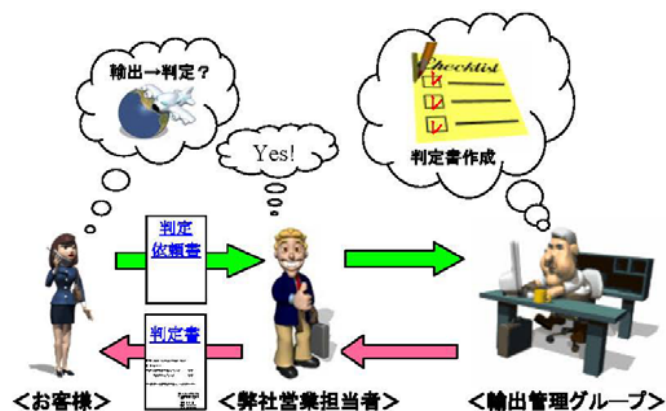
顧客との協力

- ◇ 需要者、用途の確認
- ◇ 該非判定書の提出



顧客向け
パンフレットの
表紙

《これが我々のサポートです！》



輸出管理で平和な世界に

浜松ホトニクス株式会社
輸出管理グループ

米国再輸出規制

- ◇ 米国オリジンの製品については、米国再輸出規制にも従う
- **Export Administration Regulations (EAR) の Export Control Classification Numbers (ECCN) を確認して対応**

最後に、

- ◇ 浜松ホトニクスでは、これからも適確な安全保障輸出管理を行ってまいります。
- ◇ 安全保障輸出管理に関する法令等を遵守すると共に、弊社の製品が懸念のある用途に使用されないように努めます。

ご清聴ありがとうございました

www.hamamatsu.com